

障害者差別解消法における 合理的配慮の具体例

公益財団法人日本ケアフィット共育機構 富樫正義

本日の内容

1. 自己紹介
2. 障害の捉え方について
3. 障害者権利条約について
4. 合理的配慮の提供の具体例
5. 環境の整備の具体例
6. 合理的配慮の提供までの流れ

私たち日本ケアフィット共育機構が
実現したい世界・理想の社会

 **誰**もが  **誰**かのために、
共に生きる社会

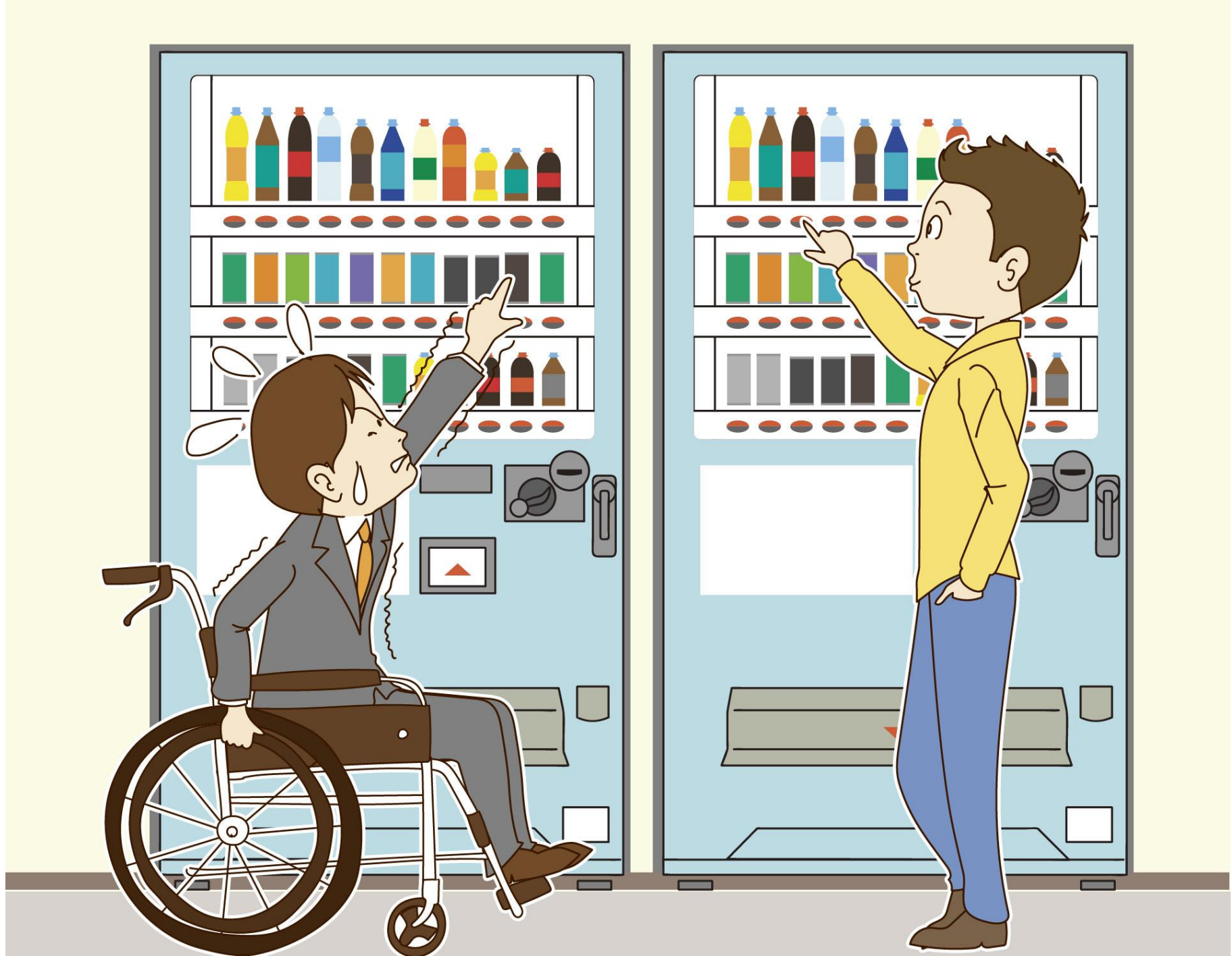
サービス介助士とは

必要なことをその人、その場にあったやり方で出来る人になるための資格



そつと、さつと、あんしんを

サービス介助士



多数派と少数派について

- 社会には多数を占める人（多数派）と少数である人（少数派）がいる
- 社会は多数派に合わせて形成されている
- 少数派にとってバリアが生じている社会には障害のある人にとってのバリアが多数存在しそれによって困難を感じている人がいる

障害の個人（医学）モデルと社会モデル

●障害の個人（医学）モデル

その人の**心身機能の制約**に原因があり、障害のある人
自身に生じた**個人的な問題**として障害を捉える考え方

●障害の社会モデル

個人の心身機能の障害に加え、**社会における様々な障壁**
によって生ずるものとみなし、**社会全体の問題**
として障害を捉える考え方

障害者差別解消法制定の流れ

障害者権利条約

2006年12月（国連総会で採択）

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、
障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、
障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

障害者権利条約の主な内容

Nothing About us without us

(私たちの事を私たち抜きで決めないで)

障害の社会モデルの考えを取り入れている

障害者差別解消法制定の流れ

2007年 障害者権利条約 署名(日本)

2011年	障害者基本法	改正
2012年	障害者総合支援法	成立
2013年	障害者差別解消法	成立
	障害者雇用促進法	改正

2014年 障害者権利条約 批准(日本)

合理的配慮の提供の具体例

具体的事例

<物理的環境に係る対応>

タッチパネル操作の機器以外にも
代替手段を用意しておくこと

(厚生労働省「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン」)

具体的事例（イベント業）

<物理的環境に係る対応>

イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取ったうえで、落ち着かない様子ときは個室等に誘導する

具体的事例

＜意思疎通の配慮の具体例＞

店舗において特に聴覚障害のある者と
話す際は、相手の正面をむいて、
顔（口）の動きが見えるよう適切な
距離で話すこと

具体的事例

＜意思疎通に係る対応＞

障害者に声をかけて朝食バイキング
と一緒に回り、料理を説明、器に
盛る、席へ運ぶの援助すること

具体的事例

<ルール・慣行の柔軟な変更>

- 順番を待つことが負担となる障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える
- 当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する

具体的事例（飲食業）

＜ルール・慣行の柔軟な変更＞

偏食がある子の持ち込み食を認めること

（厚生労働省「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン」）

具体的事例（過重な負担に対する代替案）

エレベーターがなく階段しかない店舗において、
車いす使用者から2階の商品が見たいとお願いされたが、
事務所に2人しかいなかった

- 目的を達成するために、対話の上、職員が1階で応対する
- 手すりを使用して2階にあがれるのであれば、荷物をお持ちするなどのお手伝いをする

具体的事例（過重な負担に対する代替案）

聴覚に障害のある人からインフォメーションに、手話言語を話せる人を常時配置してほしいとの要望があった（多額の費用を要する可能性）

●現状での配置は難しいことを説明し、筆談ボードやメモ帳を用意し、スタッフが筆談でやりとりする

具体的事例（災害時の対応）

災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る

環境の整備（事前的改善措置）について（第5条）

- 施設や設備のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等を事業者の努力義務とする
- ハード面のみならず、職員に対する研修や、規定の整備等の対応も含まれる
- 環境の整備は、不特定多数に向けて。合理的配慮は、環境の整備を基礎として、特定の人に対して、個別の状況に応じて講じられる措置
- 環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進められることが重要

具体的事例（小売業）

- 入口の段差をスロープで解消した
- 植木や傘立てが邪魔にならないようにする
- 床が濡れていると滑りやすく危険なため、
特に雨の日には注意をしている
(見回る、拭くなど)

具体的事例（小売業）

発達障害のあるお客様が買い物をしやすいように特定の曜日や時間帯に、店内のBGMを消し、照明を少し落とし、アナウンスを控える「クワイエットアワー」を実施している

具体的事例（小売業）

認知症の人、障害のある人、妊産婦、
小さな子供連れの人等が、自身のペースで
落ち着いて支払いができる「ゆっくりレジ」
を設置している

具体的事例（飲食業）

視覚障害のあるお客様に対し、店員が
メニューを単に読み上げるだけでなく、
「おすすめ順」や「味の好み」に合わせて
情報を整理して伝えている

具体的事例（金融業）

- 順番整理のロープのレイアウトに配慮する
- 簡易筆談器、コミュニケーションボード等の備品はすぐ使える位置に用意しておく
- 視覚障害、肢体不自由、または知的障害等でATM操作が困難なお客様に対し、窓口での振込手数料を、ATM利用時と同額に設定する、差額を返金する

環境整備と合理的配慮の両輪が必要

環境整備

▶ 不特定多数を対象
設備バリアフリー、
情報アクセシビリティ、
配慮指針作成、
職員実践研修、など

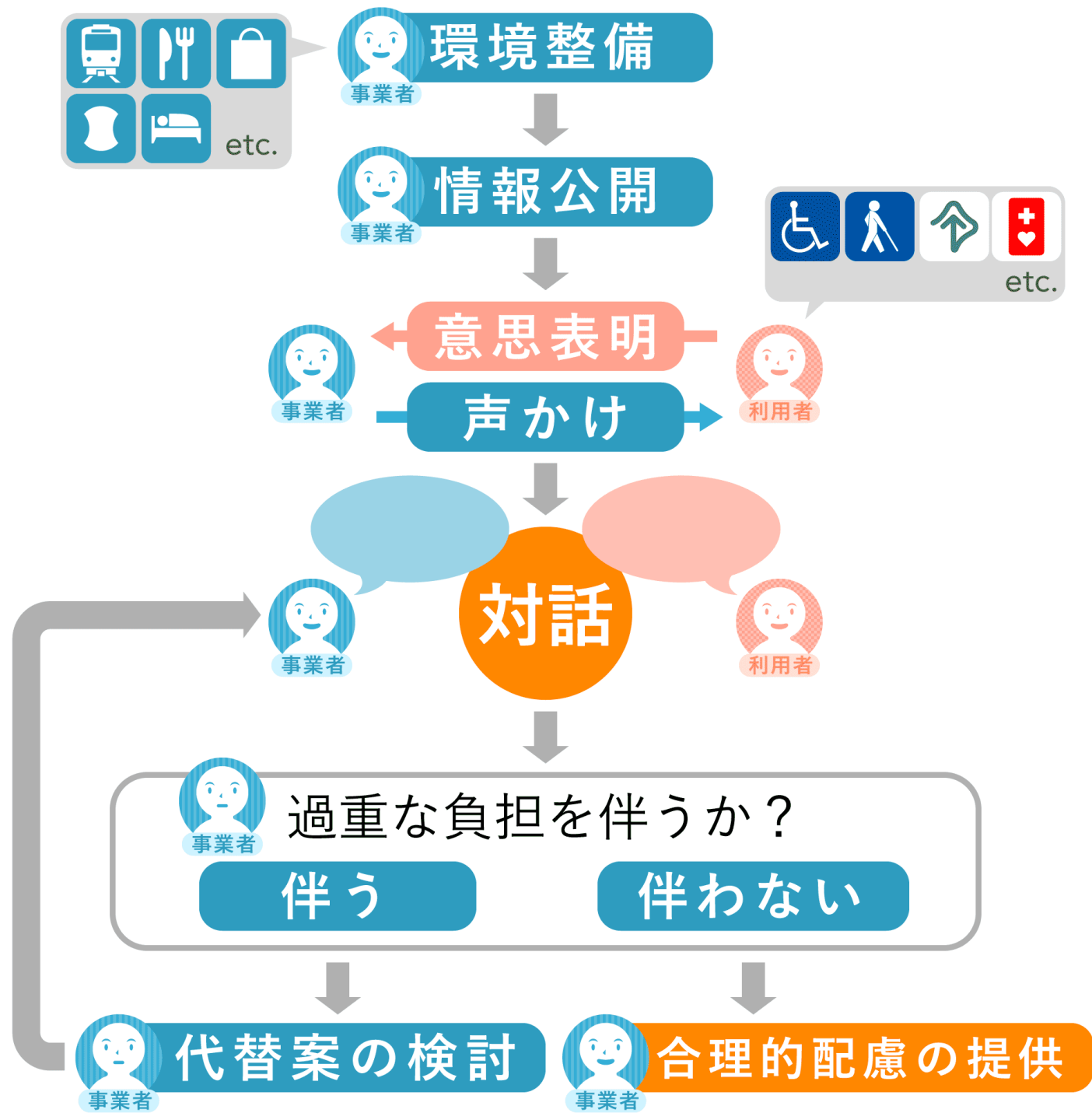


合理的配慮

▶ 個別の調整、対応

例：段差を越える介助

障害者差別解消の推進





公益財団法人
日本ケアフィット共育機構

そっと、さっと、あんしんを。